

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 アンビカ・ブダ・シン

被 告 国 外1名

## 原告第15準備書面

令和4年1月14日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士 鬼 束 忠 則

同 小 川 隆太郎

同 橘 真理夫

同 (主任) 川 上 資 人

原告訴訟復代理人弁護士 海 渡 雄

原告は、本書面において、亡アルジュン氏の死因及び被告らの注意義務違反について補充する。以下、前田医師の意見書追補（甲33）に基づき主張する。

### 第1 亡アルジュン氏の死因

#### 1 肺動脈血栓症と筋挫滅症候群の関係

##### (1) 過度の拘束により亡アルジュン氏に肺動脈血栓症が発生したこと

肺動脈血栓症は、血液の流れが停滞して凝固した血栓が、再開した血流に乗って肺に達することで肺動脈を塞ぎ突然死を惹起するものである。

肺動脈血栓症については、脱水状態は鬱血を助長するが、脱水状態がなければ鬱血が生じず静脈血栓症・肺動脈血栓症にもならないという関係にはなく、

脱水状態は肺動脈血栓症の必要条件ではない。過度の拘束のみによっても鬱血は生じうるものであり、その場合、静脈血栓症・肺動脈血栓症は発生しうる。

本件において、亡アルジュン氏は、仮に被告東京都の主張を前提としても、保護室に入れられた直後である 2017 年 3 月 15 日午前 6 時 51 分からベルト手錠を手首及び腰周り部分に、捕縄を膝部分に、新型捕縄を足首部分に装着され、同時刻より両手首・腰、両膝、両足首の拘束が開始され、送致準備のために上記ベルト手錠及び捕縄が解除されたのは同日午前 9 時 18 分であった。なお、足首部分に装着された新型捕縄は装着されたまま送致された。

亡アルジュン氏の死亡直後の写真（甲 1・20～27 頁）、及び保護室で戒具を装着されていた際の手足の画像（甲 32）では亡アルジュン氏の両手首が腫れあがっている。また、腰周り部分及び膝・足首部分には皮膚変色と蒼白帯が認められる。その状態からすると、上記拘束により同部位の静脈が極めて強く圧迫され鬱血が引き起こされていたことが明らかである。

したがって、当該鬱血により、亡アルジュン氏の臓器組織内の静脈や毛細血管内の血流が停滞した状態が続き、静脈血が濁んで静脈内に血栓が形成され、その形成された血栓が拘束から解放された時に再開した血流にのって心臓や肺動脈に向かって流れ、大きな血栓が肺動脈に詰まり、あるいは深部静脈に生じた無数の小血栓が少数の塊ごとに徐々に肺動脈を閉塞し、肺動脈血栓症を惹起して亡アルジュン氏を死に至らしめたものと考えられる。

後述のとおり、本件死亡時において亡アルジュン氏は脱水状態に陥っていた可能性が高いものと考えるが、仮に脱水状態に陥っていなかつたとしても、両手首、両膝、両足首という複数部位（膝の中心には深部静脈が走行している）を同時に、約 2 時間 30 分間、極めて強い力で圧迫され続けていたことからすれば、その過度の拘束自体が、同部位に鬱血を生じさせ、そのことで形成された血栓が静脈血栓症・肺動脈血栓症を引き起こしていた。

## (2) 肺動脈血栓症と筋挫滅症候群との関係について

肺動脈血栓症と筋挫滅症候群は、共に過度の拘束を原因として発生する。

筋挫滅症候群については、過度の拘束により血流が遮断されることにより筋肉細胞が壊死を起こし、破壊された細胞膜から流出したカリウム等が再開した血流に乗って全身に巡ることで突然死を惹起するものである。

本件で、亡アルジュン氏は過度の拘束を受け、血流が遮断されており、筋肉細胞が壊死していたものと考えられる。したがって、筋挫滅症候群の可能性も否定されるものではない。

### (3) 脱水状態について

亡アルジュン氏は 2017 年 3 月 13 日の逮捕前は路上生活に近い状態にあったということであり、栄養状態・健康状態ともに悪化していたと考えられる。

さらに被告東京都の主張を前提としても、3 月 14 日には発熱と共に嘔吐・下痢が認められており、その日に亡アルジュン氏が摂取した水分補給状況は所持品検査のときのコップの水、パックジュース 1 本、夕食時のコップの水のみであった。

しかし、亡アルジュン氏の体重から考えると通常人が必要な水の摂取量は少なくとも一日 2400 cc、下痢等の症状がある場合には一日 3000 cc 以上の水分摂取が必要とされていることから、被告東京都の主張を前提としても、亡アルジュン氏が 3 月 15 日の起床時において脱水状態にあったことはほぼ確実といえる。

さらに被告東京都の主張によれば、その後、亡アルジュン氏は 3 月 15 日 6 時 40 分に保護室に入れられて約 2 時間半の間も一切給水していなかったとのことであるから、当該拘束時間中において亡アルジュン氏の脱水状態が悪化していくことは明らかである。

上述のとおり、脱水状態は血栓を生じさせるための必要条件ではない。仮に脱水がなかったとしても、上述のとおり、本件では過度の拘束が加えられていたことは明らかであるから、そのことのみから鬱血が発生していた可能性は極

めて高い。もっとも、本件では過度の拘束に加えて、亡アルジュン氏が脱水状態にあり、当該脱水状態が鬱血をさらに助長したことを高度に推認させる客観的状況がそろっている。そのため、亡アルジュン氏が脱水状態にあったことをも考慮するならば、過度の拘束が亡アルジュン氏に肺動脈血栓症を発生させ死に至らしめたことは確実であるといえる。

## 2 剖検結果について

被告東京都は、「丙 31 号証の写真 1 の○部分」を根拠として、同写真には肺動脈の断面が映し出されているところ、同写真では血栓が詰まっている状況が一切認められないことから、亡アルジュン氏に肺動脈血栓症は発生していないと主張している。

しかし、当該写真は肺動脈を縦に解剖した写真ではなく、横に解剖した断面の写真である。「丙 31 号証の写真 1 の○部分」に血栓が詰まっている状況が映っていないとも、同写真の断面とは異なる部分の肺動脈内に血栓が存在する可能性がある。同じく「丙 31 号証の写真 2 の○部分」に血栓ようのものが付着していないことは、肺動脈血栓症が生じていない根拠とはならない。前田医師の意見書（甲 30・1 頁）における肺動脈を剖検した所見は撮影されていないとの記述は、血栓が疑われる場合には通常は、丙 32 号証の 1・7 頁の写真のように、肺動脈を縦に解剖した状態で写真撮影するところ、本件司法解剖ではこのような写真撮影がなされていないことを指摘しているものである。

## 3 Dダイマー値について

被告東京都は、Dダイマー値が異常値であることをもって深部静脈血栓症等であると診断できるものではなく、亡アルジュンのDダイマー値が高値であることをもって肺動脈血栓症が生じていたと評価することができないと主張している。

しかし、前田医師はDダイマーの値のみから亡アルジュン氏の死因を判定しているわけではない。

前田医師が亡アルジュン氏の死因を、静脈血栓症に続発した肺動脈血栓症であると判定した最大の理由は、亡アルジュン氏の両手首、両膝、両足首を拘束し、腫れ上がって血管が強度に締め付けられて鬱血を同部位に起こしていたこと（甲 1・20～27 頁。その後開示された映像の静止画像である甲 32 からも鬱血の状態が明らかである）、及び亡アルジュン氏は、拘束の解除と時間的に近接した時点で突然死していること等の臨床経過そのものである。

当該臨床経過に加えて、Dダイマーの値によって、亡・アルジュン氏の体内に血栓が形成されていた可能性は極めて高いことが裏付けられること、さらに死亡前日の 3 月 14 日に亡アルジュン氏は下痢、腹痛、発熱の状態にあり、同日の食事量も少なく、特に水分が比較的多く含まれる白米を一切食べていないこと、少なくとも死亡当日の 3 月 15 日は起床時からは一切給水を受けておらず排尿もないこと、司法解剖における血糖値が低かったこと等から脱水症を起こしており、鬱血を助長する状態にあったことが認められ、これら事由の総合的な考慮により、本件においては筋挫滅症候群の可能性も否定できないものの、主な死因としては、肺動脈血栓症と考え、前田医師は亡アルジュン氏の死因を判定しているものである。

#### 4 血液の状態について

被告東京都は、亡アルジュン氏の血液検査結果における「ヘマトクリット（H C T）」が 28.1 であること、「尿素窒素・クレアチニン比」が 9.48 であること、「尿酸（U A）」が 6.5 であることから、亡アルジュンが脱水症状であったことを示す所見は認められないと主張している。また、「ヘモグロビン（H B G）」の 9.4 という値からも血液は「サラサラ」の状態であったとも主張している。

しかし、上記指標の数値上、明らかな脱水状態を示す状態というのは脱水状態が相当悪化した状態であり、そのような状態までは至らなくとも、脱水症に近い状態であれば、鬱血を助長する状態であることに変わりが無い。しかも、「ヘマトクリット（H C T）」の 28.1 という数値は低栄養状態の可能性を示す低いも

のであるし、「尿酸（UA）」の6.5という数値も正常値の下限である7.0に近く脱水症に近い状態であることを示している。「ヘモグロビン（HbG）」の値も低栄養状態であるために低い数値になっている可能性が高い。

また、ヘマトクリット値、尿酸値のいずれも、体液量減少の診断に関して一定の有用性は示唆されるものの、ある一時点での値から脱水の有無を診断することはできない。これらの値は、過去の値との比較・推移の検討や他の身体所見と合わせ、総合的に診断する一助にすぎない。よって、一時点での値から脱水ではないという被告東京都の主張は認められない。

## 第2 被告らの注意義務違反

以上のように、亡アルジュン氏は、過度の拘束により静脈が圧迫され鬱血が引き起こされ、当該鬱血により亡アルジュン氏の臓器組織内の静脈や毛細血管内の血流が停滞した状態が続き、静脈血が濁んで静脈内に血栓が形成され、その形成された血栓が拘束から解放された時に再開した血流にのって心臓や肺動脈に向かって流れ、大きな血栓が肺動脈に詰まり、あるいは深部静脈に生じた無数の小血栓が少数の塊ごとに徐々に肺動脈を閉塞し、肺動脈血栓症を惹起して死亡した。

そして、肺動脈血栓症については、脱水状態は鬱血を助長するが、脱水状態がなければ鬱血が生じず静脈血栓症・肺動脈血栓症にもならないという関係にはなく、脱水状態は肺動脈血栓症の必要条件ではない。過度の拘束のみによっても鬱血は生じるものであり、その場合、静脈血栓症・肺動脈血栓症は発生しうる。

つまり、被告らの注意義務は、拘束具を使用する際には血液の循環を著しく妨げることとならないように注意する義務、及び制止行為及び身体拘束具の使用において不必要的危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意する注意義務（原告第7準備書面）であり、原告が第11準備書面で述べた「戒具使用に際して適切に水分補給を行う義務」は本件における被告らの注意義務を構成しない。したがって、原告は、第11準備書面第3に記載の注意義務のうち、「2 戒具使用に際して適切に水分補給を

行う義務」については、被告らの注意義務から撤回し、その他の注意義務については主張を維持する。

以上より、原告第7準備書面、第10準備書面、第11準備書面で述べたとおり、本件において、留置担当官は、亡アルジュン氏に対する戒具使用に際して、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げないように注意する義務を負っていたにもかかわらず、これに違反し亡アルジュン氏に過度の拘束を加えて肺動脈血栓症を惹起し、死亡に至らしめたものであるから、上記注意義務に違反したことが明らかである。

なお、脱水状態は、肺動脈血栓症を発症させる鬱血を助長するものである。本件において、上記のように亡アルジュン氏が脱水状態にあり、留置担当者がこのことを容易に認識することができたことに鑑みれば、被告らが負っていた亡アルジュン氏を過度に拘束しない注意義務の程度は通常の注意義務に比してかなりの程度高まっていたといえる。したがって、被告らの注意義務違反は明らかである。

以上